

## 八戸市農業委員会農政部会議事録

日 時：平成 28 年 10 月 11 日（火）

時 間：午後 1 時 30 分 農地部会終了後

場 所：八戸市庁別館 2 階 会議室 C

部会委員数 20 名

出席委員数 18 名

1 番 齋藤 正人、2 番 明戸 政勝、3 番 和泉 俊雄、4 番 三浦 慶一、6 番 大沢 俊幸  
7 番 村上 仁、8 番 西野 茂雄、9 番 三浦 豊、10 番 荒川 喜一郎、11 番 坂下 彌一  
12 番 川畑 修一、13 番 上野 正雄、14 番 谷地 秀典、15 番 森園 秀一、17 番 赤坂 英夫  
18 番 松橋 剛志、19 番 清川 新一、21 番 籠田 悦子

欠席委員 2 名

5 番 前澤 時廣、20 番 下館 敏

職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農地GL）寺沢 智幸、農政GL 村上 司  
主事 折川 暁輝

部会議案案件

議案第 5 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について

齋藤部会長

それでは、これより農政部会を開会いたします。

本日は議案の審議がございしますが、農政部会委員のみが発言できますので、よろしく願いいたします。出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。議事につきましては、お手元にお配りしております議事次第に従って進めさせていただきます。

まず議事録署名者の指名を行います。議事録署名者につきましては、本職から指名したいと思いますが、御意見ございませんか。

委員

（「なし」の声あり）

齋藤部会長

御異議なしと認めます。よって本職から指名いたします。6 番大沢俊幸委員、18 番松橋剛志委員の両氏をお願いいたします。

それでは、議案第 5 号農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更についてを議題といたします。本案件につきましては、本日、農業経営振興センターから石丸経営支援グループリーダーと鈴木主事が出席されておりますので、説明をいただき、委員の皆様から御意見を伺うものです。

それでは、説明よろしく願いいたします。

石丸GL

はい。農林水産部農業経営振興センターの石丸でございます。皆様におきましては、日頃より農業経営振興センターの業務の推進に際し、御理解を頂きまして、改めてこの場をお借りして謝意を申し上げる所存でございます。

私から資料に基づきまして、農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の変更に関する概要について説明を申し上げます。失礼ながら着座にて説明を申し上げます。

まず、資料の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更に関する概要の1ページ目の経緯のところを御覧いただきたいと思います。

まず、経緯でございますけれども、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、その目標の明確化を図り、目標設定の基本となる考え方、地域において育成すべき農業経営の規模、生産方式、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの指標、農用地利用集積の目標を定め、実現のための施策、措置を定めたものであり、この基本構想に沿って農業経営改善計画の認定、農地利用集積計画の策定を行っているものでございます。

また、この基本構想につきましては、農業経営基盤強化促進法第6条第3項におきまして、青森県が農業経営基盤強化促進法に基づき作成する基本方針に則することが定められてございます。平成28年3月に青森県が基本方針を変更したことに伴い、当市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想をそれに則した形へと変更を行うものでございます。

続きまして、2番の今後のスケジュールですが、本年11月中の変更が必要でございまして、青森県農地中間管理機構、八戸農業協同組合及び八戸市農業委員会からの意見聴収後、青森県との協議を行い、公告を行う予定としてございます。

続きまして、県の基本方針に基づく主な変更の内容でございます。

まず、表の所を御覧ください。こちらは変更後と変更前というふうになっております。まず1人当たりの年間労働時間、これは2,000時間のままでございます。続きまして、世帯当たりの年間農業所得は500万円から530万円まで上昇しております。この理由といたしまして、サラリーマンの生涯所得を基本に計算しているということもございまして、県の基本方針がこの額に変更されておりますので、当市としてもこれに合わせたものでございます。続きまして、主たる農業従事者1人当たりの年間農業所得、こちらと同様の理由により、380万円から400万円に変更したものでございます。次に新規就農者の年間農業所得でございますが、これらの経営体の目標の5割程度としているものでございます。続きまして変更点ですが、新規就農者数の年間8人ということを目標にしてございまして、この8人という数字につきましては、青森県の目標の数値を八戸市の農業就業者人口にそれぞれ合わせたもので設定しております。

続きまして、次のページをお開きください。農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標でございます。

これも変更後、変更前となっております。1番は水稻プラス施設野菜(いちご)プラス大豆でございます。経営面積の計で言いますと、変更前1.6haに対して変更後1.4haとなっております。主な内訳として、水稻は変更前、変更後0.6haでございます。いちごにつきましては、0.3haから0.2haに減少、これはいちごの単価の上昇に伴うものでございます。続きまして、いちごの夏秋の部分ですね、生産者数が減っていることもあってこちらは省略いたしまして、大豆については0.6haのままとしてございます。

続きまして、水稻プラス施設野菜プラス果樹でございます。変更前から変更後の経営面積は1.25から1.05haに変更してございます。内訳といたしまして、水稻及びミニトマトは同様でございます。ミニトマトの単価の上昇に伴いまして、りんごのふじの面積を0.4から0.2haに変更してございます。王林は同様でございます。

続きまして、水稻プラス露地野菜でございます。変更前から変更後の面積は2.5から2.2haに変更したものでございます。水稻につきましては同様でございます。ながいもが1.5から1.1haへ、にんにくは0.3から0.35haへ、ピーマンが0.1から0.15haへそれぞれ変更したものでございまして、トータルの面積が減っているというのは、単価の上昇によるものでございます。

なお、単価表につきましては、青森県で出している主要作物の技術経営指標というものが平成27年9月に発表されておりまして、これに基づく数字で算出してございます。

続きまして、第2の2、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標を御覧ください。これは先ほど御説明いたしました、第2のおよそ半分にして、1枚目の新規就農者の年間農業所得経営体の目標の5割程度に合わせたものでございます。

続きまして、3枚目をお開きいただきまして、第3の効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項を御覧ください。

変更前の効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標が15.8%だったものを、現状のシェアの伸び率に合わせまして、33.3%に変更したものでございます。他の部分につきましては文言の整理等を行ったものでございます。

資料といたしましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想案と新旧対照表もございますが、こちらにつきましてはお時間のある時に御覧いただければと思っています。農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更に関する概要につきまして、以上でございます。

齋藤部会長

ただいまの説明に対し、御質問等ございませんか。  
ないようですので、意見なしと回答することに御異議ございませんか。

委員

(「なし」の声あり)

齋藤部会長

異議なしと認めます。よって本案については八戸市長に意見なしと回答します。以上で議案については終了させていただきます。

終了

午後2時40分

以上は、10月農政部会議事の顛末であり、相違ないことを証するため署名する。

議事録署名者

平成 年 月 日 農政部会長

平成 年 月 日

平成 年 月 日